

条	改定前	条	改定後
【カードローン契約条項】		【カードローン契約条項】	
第3条 (カードの発行 および取扱等)	1.当社は、前条に基づき契約が成立した場合には、会員に対して1枚のカードを貸与します。貸与するカードの所有権は当社に帰属します。	第3条 (カードの発行 および取扱等)	1.当社は、前条に基づき契約が成立した場合には、会員に対して1枚のカードを貸与するとともに、当社が指定する会員識別番号等(以下「ID」という)を付与するものとします。但し、当社の判断でIDを付与するのみの場合や会員が届出たメールアドレス等をIDと認める場合もあります。貸与するカードの所有権は当社に帰属します。
第3条 (カードの発行 および取扱等)	3.会員が前項の規定に反し第三者である会員のカードを預かる、もしくは複数枚のカードを所持する、または複数の会員が結託するなどして、一方の債務を弁済するために他方にて借入を行う等、当社が不正使用に該当すると判断した場合には、当社はそれら会員へのカードの貸出を中止します。	第3条 (カードの発行 および取扱等)	3.会員が前項の規定に反し第三者である会員のカードを預かる、複数枚のカードを所持する、会員以外の者にカードもしくはIDを使用させる、または複数の会員が結託するなどして、一方の債務を弁済するために他方にて借入を行う等、当社が不正使用に該当すると判断した場合には、当社はそれら会員へのカードの貸出を中止します。
第3条 (カードの発行 および取扱等)	4.会員がカードの紛失、盗難等またはIDや暗証番号の詐取等(当社のホームページと類似したサイトに誘導され、IDや暗証番号を入力することで第三者にIDや暗証番号を詐取された場合も含む)を知ったときは、直ちに当社に電話、書面又はインターネット等によるデータ送信等の方法によって当社に届け出るものとします。また、カードの紛失、盗難等により他人にカードを使用した場合または当社の提供するサービス等においてIDや暗証番号の詐取等による第三者利用が生じた場合は、会員は所定の届出書を当社に提出するものとします。	第3条 (カードの発行 および取扱等)	4.会員がカードの紛失、盗難等またはIDや暗証番号の詐取等(当社のホームページと類似したサイトに誘導され、IDや暗証番号を入力することで第三者にIDや暗証番号を詐取された場合も含む)を知ったときは、直ちに当社に電話、書面又はインターネット等によるデータ送信等の方法によって当社に届け出るものとします。また、カードの紛失、盗難等により他人にカードを使用した場合または当社の提供するサービス等においてIDや暗証番号の詐取等による第三者利用が生じた場合は、会員は所定の届出書を当社に提出するものとします。
第3条 (カードの発行 および取扱等)	5.(1)会員は、暗証番号を第三者に知られないように善良なる管理者の注意をもって適切に管理するものとする。 (2)会員が前項の届出書を当社に提出し、かつ最寄りの警察署にカードの紛失、盗難またはIDや暗証番号の詐取等の届出をした場合は、当社に届出書を提出した日の30日前以降に生じた当該届出に係るカードまたはIDや暗証番号の不正使用による損害、または当社の調査により会員以外の悪意ある第三者の不正使用と認定した損害は、当社が補償します。ただし、会員の故意若しくは重過失等により本条第2項、本条第3項又は本条本項(1)の管理を怠り取引が実行された場合、会員本人又は会員の家族、同居人、留守人等会員の関係者によって使用された場合は補償されません。	第3条 (カードの発行 および取扱等)	5.(1)会員は、本人の生年月日等本人確認書類等から他人が容易に知り得ることのできる番号その他他人に推測されやすい番号を暗証番号としないものとします。 (2)会員は、暗証番号を第三者に知られないように善良なる管理者の注意をもって適切に管理するものとします。 (3)会員が前項の届出書を当社に提出し、かつ最寄りの警察署にカードの紛失、盗難またはIDや暗証番号の詐取等の届出をした場合は、当社に届出書を提出した日の30日前以降に生じた当該届出に係るカードまたはIDや暗証番号の不正使用による損害、または当社の調査により会員以外の悪意ある第三者の不正使用と認定した損害は、当社が補償します。ただし、会員の故意若しくは重過失等により本条第2項、本条第3項又は本条本項(1)の管理を怠り取引が実行された場合、会員本人又は会員の家族、同居人、留守人等会員の関係者によって使用された場合は補償されません。
第3条 (カードの発行 および取扱等)	6.会員が次のいずれかに該当したときまたは当社が会員として不適格と認めたときは、当社は会員に対し何ら通知することなく会員のカードの利用を停止することまたはカードの即時返却を求めることができます。	第3条 (カードの発行 および取扱等)	6.会員が次のいずれかに該当したときまたは当社が会員として不適格と認めたときは、当社は会員に対し何ら通知することなく会員のカード及びIDの利用を停止することまたはカードの即時返却を求めることができます。
第3条 (カードの発行 および取扱等)	7.当社は、カードの紛失、盗難、破損等で会員への再貸与が必要と認めた場合に限り、カードを再発行し、これを貸与します。	第3条 (カードの発行 および取扱等)	7.当社は、カードの紛失、盗難、破損等で会員への再貸与が必要と認めた場合に限り、カードを再発行し、これを貸与します。

条	改定前	条	改定後
第5条 (借入限度額 (極度額)および 貸付利率の変更)	6.当社は、金融情勢の変化、利息制限法等関係諸法令の改廃またはその他相当の事由があると認められる場合には、契約期間中であっても当社の判断により、貸付利率および遅延損害金(以下総称して「利率」という)を変更することができます。 この場合、当社は会員に対し、相当の期間をもって告知するものとし、会員は第17条で定める告知による変更利率適用日以降は、適用日以前に利用した従前元本残高についても、その変更された利率により支払います。	第5条 (借入限度額 (極度額)および 貸付利率の変更)	6.当社は、金融情勢の変化、利息制限法等関係諸法令の改廃またはその他相当の事由があると認められる場合には、契約期間中であっても当社の判断により、貸付利率および遅延損害金(以下総称して「利率」という)を変更することができます。 この場合、当社は会員に対し、相当の期間をもって告知するものとし、会員は第17条で定める告知による変更利率適用日以降は、適用日以前に利用した従前元本残高についても、その変更された利率により支払います。 7.当社は、本条第1項の借入限度額(極度額)を会員の申入れがあった場合又は会員の信用状態に基づいて当社が所定の審査によって承認した場合に、法令により認められた限度で当社の認める範囲で増額することができるものとし、当社から法令上必要な書面の交付を行います。なお、会員は当社が審査に必要となる所定の書類等を求めた場合はこれを提出するものとします。 8.前項に基づく借入限度額(極度額)の増額に関する会員の申入れは、次のいずれかの方法により行うことができるものとします。 ①郵送での所定の申込み、②電話又はインターネット等での申込み
(指定紛争 解決機関について)	(指定紛争解決機関について) 当社が契約する指定紛争解決機関は、以下のとおりです。 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター TEL03-5739-3861	(指定紛争 解決機関について)	(指定紛争解決機関について) 当社が契約する指定紛争解決機関は、以下のとおりです。 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15 日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター TEL03-5739-3861 または 0570-051-051
【個人情報の取り扱いに関する同意条項】		【個人情報の取り扱いに関する同意条項】	
第3条 (個人情報の 信用情報機関への 提供、登録、 利用について)	6.当社が加盟する信用情報機関および当該機関が提携する信用情報機関は、以下のとおりです。 (1) 当社が加盟する信用情報機関 株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒105-0011 東京都港区芝公園二丁目4番1号 芝パークビル B館4階 TEL 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/ 株式会社シー・アイ・シー(貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関) 〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0120-810-414 https://www.cic.co.jp/ (2) 当社が加盟する信用情報機関が提携する信用情報機関 全国銀行個人信用情報センター 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 TEL 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※各信用情報機関の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の各社ホームページをご覧ください。	第3条 (個人情報の 信用情報機関への 提供、登録、 利用について)	6.当社が加盟する信用情報機関および当該機関が提携する信用情報機関は、以下のとおりです。 (1) 当社が加盟する信用情報機関 株式会社日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) TEL 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/ 株式会社シー・アイ・シー(貸金業法、割賦販売法に基づく指定信用情報機関) TEL 0570-666-414 https://www.cic.co.jp/ (2) 当社が加盟する信用情報機関が提携する信用情報機関 全国銀行個人信用情報センター TEL 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ ※各信用情報機関の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の各社ホームページをご覧ください。
-	2026年5月13日 改定	-	2026年10月19日 改定